

第73号議案（豊岡市市税条例の一部改正）の修正可決の内容及び加算額試算

平成20年9月29日

1 税目ごとの超過税率及び加算総額試算

税目（現行税率）	当局案		可決内容		可決内容 - 当局案	
	税率	加算総額	税率	加算総額	税率	加算総額
固定資産税（1.4%）	0.12%	426,383千円	0.1%	355,319千円	0.02%	71,064千円
個人市民税所得割（6%）	0.15%	85,547千円	0.1%	57,031千円	0.05%	28,516千円
法人市民税均等割	制限税率	14,560千円	当局案のとおり		-	-
法人市民税法人税割	制限税率	28,006千円	当局案のとおり		-	-

法人市民税均等割・法人税割の制限税率への改正は、下段4 - (3)法人市民税に記載する法人が対象都市計画税は廃止（当局案のとおり）

2 施行期日

- (1) 都市計画税の廃止規定 : 平成21年4月1日（当局案のとおり）
- (2) 固定資産税及び個人市民税所得割の改正規定 : 平成21年4月1日（当局案のとおり）
- (3) 法人市民税均等割及び法人税割の改正規定 : 平成22年4月1日 当局案は平成21年4月1日

3 年度別加算総額試算

- (1) 平成21年度 : 412,350千円 = 固定資産税（355,319千円）+ 個人市民税所得割（57,031千円）
- (2) 平成22年度以降 : 454,916千円 = 固定資産税（355,319千円）+ 個人市民税所得割（57,031千円）+ 法人市民税均等割（14,560千円）+ 法人市民税法人税割（28,006千円）

当局案との差

- (1) 平成21年度 : 412,350千円 - 当局案（554,496千円） = 142,146千円
- (2) 平成22年度以降 : 454,916千円 - 当局案（554,496千円） = 99,580千円

4 平均加算額試算（4月16日開催の市議会全員協議会資料から抜粋）

(1) 固定資産税

納税義務者（全体）の平均加算額 : 0.1% = 約9,800円 当局案（0.12%） = 約11,700円
 【内訳】 法人の平均加算額 : 0.1% = 約82,400円 当局案（0.12%） = 約98,900円
 個人の平均加算額 : 0.1% = 約5,800円 当局案（0.12%） = 約6,900円

(2) 個人市民税所得割

納税義務者（個人）の平均加算額 : 0.1% = 約1,600円 当局案（0.15%） = 約2,400円
 世帯構成・収入によるモデルケース

世帯構成	収入	課税標準額	現行税額（6%）	加算額（0.1%）	当局案（0.15%）
独身者	給与300万円	1,265,000円	75,900円	1,200円	1,800円
夫婦 子供2人	給与300万円	90,000円	5,400円	100円	100円
	〃 500万円	1,355,000円	81,300円	1,300円	2,000円
	〃 700万円	2,935,000円	176,100円	2,900円	4,400円
70歳独身	年金200万円	373,000円	22,400円	300円	500円

所得控除などの状況によって個人ごとの課税標準額及び税額は異なる。

(3) 法人市民税

均等割（資本金1千万円超1億円以下で従業員数50人超の法人・資本金1億円超の法人は既に制限税率適用）

法人の区分	現行税率	制限税率	加算額
資本金1千万円以下で従業員数50人以下 等	50,000円	60,000円	10,000円
資本金1千万円以下で従業員数50人超	120,000円	144,000円	24,000円
資本金1千万円超1億円以下で従業員数50人以下	130,000円	156,000円	26,000円

法人税割（資本金1億円超の法人には既に制限税率適用）

法人の区分	現行税率	制限税率	平均加算額
資本金1千万円以下で法人税額4百万円以下	12.3%	14.7%	約38,400円
資本金1千万円以下で法人税額4百万円超	13.5%	14.7%	
資本金1千万円超1億円以下			

【加算額試算に使用したデータは、固定資産税及び法人市民税均等割・法人税割については平成18年度課税データ、個人市民税所得割については平成19年度課税データである。】